

丸亀市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、丸亀市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定め、適正かつ積極的な活用を図ることにより、市制施行20周年の機運を高めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は市に属する。

(使用)

第4条 ロゴマークの使用は、次の各号に定める範囲とし、丸亀市市制施行20周年記念事業（以下「20周年記念事業」という。）の普及啓発に寄与できるものとする。ただし、次の各号のいずれにもよらない形での使用については、市長と協議の上、使用できるものとする。

- (1) 標識、看板、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、SNS、ポストカード、カレンダー、ステッカー、シール、広報紙、封筒、名刺、名札、ユニフォームとしてのポロシャツ・Tシャツ、記念切手等の媒体
- (2) その他普及啓発が期待できる媒体

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ丸亀市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市の関係する団体が主催する事業で使用するとき
- (2) 広報啓発事業又は冠事業として、市が認めた20周年記念事業において使用するとき
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (4) その他市長が申請を要しないと認めたとき

(使用承認)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 丸亀市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関しているもの
- (5) その他適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、ロゴマークの使用について承認又は不承認の決定をしたときは、丸亀市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認するに当たっては、条件を付することができる。

（遵守事項）

第7条 ロゴマーク使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用する際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は、継承させてはならない。
- (2) 市が提供するものを使用し、デザインの改変等（縦横比や色の変更を含める）をしないこと。
- (3) ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その期限を延長することができるものとする。
- (4) ロゴマークの使用は、申請書に記載された使用目的に限るものとし、目的以外に使用しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合においては、その販売する価格は、できる限りロゴマークを使用する前の額と同額又は類似の既製品の価格と同等の価格とすること。
- (6) ロゴマークを使用した物品等は、商標登録をしないこと。
- (7) その他市長が必要と認める事項

（使用承認の取消し）

第8条 市長は、ロゴマークの使用に関して前条に定める事項を遵守しなかったとき又は不適切な使用を行っていると認めたときは、使用の承認を取り消すことができる。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任下に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切責任を負わないものとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要領は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。
2. この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別図（第 2 条関係）

